

# 九州北部豪雨災害の被災者に対する相談所の開設

この度の九州北部豪雨により被災された住民の皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

福岡法務局では、被災された住民の皆様から、土地又は建物の登記、人権などに関する相談を承っていますので、最寄りの法務局を御利用ください。

※ 相談は無料で、秘密は厳守します。

※ 登記相談は、通常、事前予約制となっていますが、「九州北部豪雨災害に関する相談」につきましては、業務時間中であれば随時お受けいたします。相談を御利用いただく場合は、九州北部豪雨災害に関する相談である旨を担当職員に教えてください。

## □ 1 九州北部豪雨災害に関する相談所

### 【被災地の法務局】

庁名・所在	電話番号	登記管轄
朝倉支局 朝倉市菩提寺480-6	(0946)22-2455	朝倉市, 筑前町, 東峰村
久留米支局 久留米市城南町21-5	(0942)39-2121	久留米市, 小郡市, うきは市, 大刀洗町
田川支局 田川市中央町4-20	(0947)44-1426	田川市, 川崎町, 香春町, 福智町, 糸田町, 添田町, 赤村, 大任町

### 【その他の法務局】

庁名・所在	電話番号
福岡法務局 (福岡市中央区舞鶴3-5-25)	(092)721-4570
筑紫支局 (筑紫野市二日市中央5-14-7)	(092)922-2881
飯塚支局 (飯塚市芳雄町13-6)	(0948)22-1580
直方支局 (直方市新町2-1-24)	(0949)22-1144
柳川支局 (柳川市一新町1-9)	(0944)72-2640
八女支局 (八女市稲富127)	(0943)23-2603
北九州支局 (北九州市小倉北区内5-3)	(093)561-3542
行橋支局 (行橋市大橋2-22-10)	(0930)22-0476

## □ 2 相談時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

※ 土日祝日を除きます。

## □ 3 相談内容

種別	相談内容
登記	土地又は建物の登記に関する事項 建物の全壊又は一部損壊の場合の登記 土地の境界が亡失した場合 登記権利証（登記済証及び登記識別情報通知書）を亡失した場合
人権	豪雨災害の影響による困りごと 相隣間のトラブル 高齢者・障害者・女性・子どもの人権に関する相談など

## □ Q&A

	質 問 事 項	回 答
1	土地又は建物の登記権利証(けんりしょう)を紛失したのですが、土地又は建物の所有権(しゅゆうけん)がなくなるのでしょうか。	世間一般でいう「登記権利証」又は「権利証」は、正式には「登記済証」、コンピュータ処理された登記では「登記識別情報通知書」といわれるものですが、これらを紛失したとしても所有権がなくなることはありません。法務局に登記されている方が、所有者であり、他人が登記権利証を所持したからといって直ちに所有者にはなりません。
2	登記権利証、実印を紛失したのですが、不正に所有権を移される心配はないですか。	登記権利証(登記済証及び登記識別情報通知書)、実印、印鑑証明書があれば、第三者に所有権を移すことが可能ですが、御心配であれば、法務局の「不正登記防止申出制度」を御利用ください。
3	登記権利証を紛失したのですが、再交付を求めるとはできますか。	登記権利証(登記済証及び登記識別情報通知書)は、一度限りの発行となっていますので、再発行することはできません。
4	登記権利証を紛失しても、その土地を売買するなど、第三者に所有権を移すことはできますか。	登記権利証(登記済証及び登記識別情報通知書)がなくても、法務局での「事前通知」などの手続によって、第三者に所有権を移すことは可能です。
5	今回の豪雨災害により、建物が全壊又は一部損壊したのですが、何らかの登記が必要ですか。	法務局に登記されている建物が全壊したときは、建物の滅失の登記が必要となります。また、一部損壊の場合は、床面積の変更などの登記が必要となることがあります。詳しくは、法務局にお問い合わせください。
6	河川からの土砂の流出により、土地の境界が分からなくなったが、どのようにして確認することができますか。	法務局には地図が備え付けられており、その地図の精度にもよりますが、精度が高い地図が整備されている地域であれば、座標から境界を特定することができます。精度が低い地図の場合には、法務局の「筆界特定制度」によって境界を確認することができますが、まずは法務局に御相談ください。

### 【お問合せ先】

福岡市中央区舞鶴 3-5-25

福岡法務局民事行政部総務課・人権擁護部第一課

電話 (092) 721-4570